第

3611

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年10月 1日 水曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## △ 経営承継円滑化法の対象外になる会社

**Q**:経営承継円滑化法の対象にならない会 社があるそうですが、どのような会社なので すか?

A:中小企業に該当しない大会社、資産保有会社、資産運用会社、その他一定の会社は対象外とされています。

## 【解説】

経営承継円滑化法が今日から施行されていますが、この法律の対象とならない会社には、上場会社のほか、法律に定める中小企業に該当しない大企業、医療法人等、風俗関連事業会社、実質的な子会社が上場会社である会社、総収入金額がゼロ、常時使用する従業員がゼロの会社、資産保有型会社、資産運用型会社が該当することとされています。

資産保有型会社とは、総資産に占める特定 資産の割合が70%以上の会社をいい、資産運 用型会社とは、直近の事業年度における総収 入金額に占める特定資産の運用収入の割合が 75%以上の会社をいい、①被相続人の死亡時 に事業を3年以上継続して会社や②事務所、 店舗、工場等の施設を所有している会社、③ 常時使用する従業員の数が5人以上、④自己 の名義・計算で商品販売、広告等、許認可、 知的財産権を所有している会社は、これらに 該当しないとされています。

特定資産には、有価証券、不動産、現預金、 ゴルフ会員権、絵画、彫刻、工芸品等の動産、 貴金属、宝石等が含まれ、有価証券からは実 質的な子会社株式、不動産からは自社で使用 する不動産が除外されることとなっています。







